

事務連絡

令和7年1月30日

経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部 御中

農林水産省消費・安全局
動物衛生課家畜防疫対策室長

家畜の飼養農場に立ち入る事業者に対する飼養衛生管理への協力
依頼について

日頃から家畜衛生対策の推進について御理解賜り、感謝申し上げます。

口蹄疫、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防については、病原体を家畜の飼養農場に持ち込まないため、日々の飼養衛生管理の徹底が最も重要です。

高病原性鳥インフルエンザについては、今シーズンの家きんにおける初発事例が近年で最も早い昨年10月17日に確認されて以降、これまでに47事例の発生が確認されています。シーズン初期は過去最大の発生である令和4年シーズンに並ぶペースで発生が確認されていたことから、昨年11月21日及び本年1月20日に「令和6年度鳥インフルエンザ防疫対策緊急全国会議」を開催し、都道府県家畜衛生主務課に対して、農場外関係者を含めた飼養衛生管理の徹底や鶏舎への塵埃侵入防止等について家畜の飼養者への指導を依頼しています。

また、本日時点で47事例のうち31事例が1月に発生し、同月中の発生件数を比較すると令和4年シーズンを上回るペースとなっているため、弊省においては、本年1月7日以降、農林水産大臣出席の「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を6回開催し、強い危機感とともに上記の対策や異状確認時の早期通報の徹底についての大臣メッセージを家畜の飼養者に対して発信する等、更なる対策の徹底を図っているところです。

家畜の飼養農場には、電気・ガス・水道等の点検・工事や飼料の運送等の際して外部の事業者が立ち入る機会が多いことから、こうした状況を踏まえ、貴職におかれましては、家畜の飼養農場に立ち入る可能性のある事業者に対して、下記の点について農場の飼養衛生管理に御協力いただけるよう所管団体を通じて周知方お願いいたします。

記

家畜の所有者にあつては、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の 3 に規定された飼養衛生管理基準に基づき、農場及び畜舎への病原体侵入防止に必要な次の点について、農場に立ち入る全ての者に対して実施させる義務があることから、家畜の所有者等の指示に従い適切に実施すること。

- ・ 衛生管理区域への立ち入りは必要最低限とすること。
- ・ 農場に立ち入る際には、専用衣服及び長靴の着用を徹底するとともに、着用にあたって交差汚染が生じないように、設定された動線を遵守すること。
- ・ 農場毎に設定されている衛生管理区域内に車両が立ち入る際は、区域境界に設置された消毒設備を利用すること。
- ・ 畜舎ごとの専用衣服及び長靴の使用、手指消毒等について適切に実施すること。
- ・ 同日に他の畜産関係施設に立ち入った者は原則として農場に立ち入らないこと。やむを得ず立ち入る場合は、家畜の所有者等の指示に従うこと。
- ・ 他の畜産関係施設において使用した工具等の物品は原則農場内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合は、家畜の所有者等の指示に従うこと。
- ・ 衛生管理区域に立ち入る際は、氏名や日時、立入の目的等の記帳を行うこと。
- ・ 家畜の所有者により掲示された立入禁止の表示や、農場内の衛生管理のために必要な対策が記載された配布物等を遵守すること。

以上